

○磐田市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱

平成21年 3月25日告示第41号

改正

平成23年 3月24日告示第82号

平成26年 3月24日告示第43号

平成30年 3月28日告示第120号

令和 2年 5月28日告示第240号

磐田市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する工事の請負及び工事に係る測量、調査、設計等の委託（以下「市工事等」という。）の適正な履行を確保するため、建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が工事等に関して事故、贈賄、不正行為等を起こした場合における入札参加停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1又は別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。この場合において、当該入札参加停止に係る有資格業者を入札参加させてはならない。

(指名停止)

第3条 市長が前条前段による入札参加停止を行ったときは、市工事等の契約のため随意契約及び指名競争入札を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第4条 市長は、第2条の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

2 市長は、第2条の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わ

ないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

- 3 市長は、第2条及び前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第5条 有資格業者がいずれかの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の入札参加停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(入札参加停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第6条第1項第1号から第3号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。

- 5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。ただし、極めて悪質な事由

が明らかになった場合において、別表第2第5号及び第7号に該当し、かつ、当初の入札参加停止期間が満了しているときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。

- 6 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第6条 市長は、第2条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第7号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期を2倍とする。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由が

あるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。

- (5) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する行為をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

（報告）

第7条 市工事等の施行担当課長（以下「工事等担当課長」という。）は、所管する市工事等について別表第1の措置要件に該当する事実があると認められるとき、又はその疑いがあるときは、速やかに工事事故等発生報告書（様式第1号）により主管部長を経て磐田市建設事業審査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告しなければならない。

2 契約担当課長は、静岡県内における工事等で市工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）について別表第1の措置要件に該当する事実があると認めたとき、若しくはその疑いがあるとき、又は市工事等の契約について同表の措置要件に該当する事実があると認めたとき、若しくはその疑いがあるとき、速やかに前項の報告書により主管部長を経て委員長に報告しなければならない。

3 契約担当課長は、別表第2の措置要件に該当する事実があると認めたとき、又はその疑いがあるとき、速やかに贈賄、不正行為等発生報告書（様式第2号）により主管部長を経て委員長に報告しなければならない。

4 工事等担当課長又は契約担当課長は、第5条第5項の入札参加停止期間の変更及び同条第6項の入札参加停止の解除に該当する事実があると認めたときは、速やかに入札参加停止期間変更（入札参加停止解除）事由発生報告書（様式第3号）により主管部長を経て委員長に報告しなければならない。

（審査）

第8条 委員長は、前条の規定による報告書を受領したときは、速やかにこれを審査し、その結果を市長に報告するものとする。

（入札参加停止等の通知）

第9条 市長は、第2条若しくは第4条各項の規定により入札参加停止を行い、第5条

第5項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、それぞれ入札参加停止通知書（様式第4号）、入札参加停止期間変更通知書（様式第5号）又は入札参加停止解除通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じ当該資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 契約担当課長又は工事等担当課長は、入札参加停止の期間中にある有資格業者を市工事等に係る随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りでない。

（下請等の禁止）

第11条 工事等担当課長は、市工事等について、入札参加停止の期間中である有資格業者に当該市工事等の全部若しくは一部を下請負させ、又は受託させることを承認してはならない。

（入札参加停止に至らない事由に関する措置）

第12条 市長は、有資格業者に関し、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに類する事由が生じた場合において、入札参加停止を行わないときは、必要に応じて当該有資格業者に対し、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日告示第82号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日告示第43号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日告示第120号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年5月28日告示第240号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。(成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)の程度が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 一般工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第1号に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に違反し、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切で</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>

<p>あったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者の事故)</p> <p>7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2 (第2条)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が磐田市の職員（以下この表において「市職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が静岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>

<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が静岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6か月以上24か月以内</p>
<p>5 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>18か月以上36か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 有資格業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から6か月以上24か月以内</p>
<p>7 市工事等に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から18か月以上36か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>

<p>9 市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為) 10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、市工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

様式第1号(第7条関係)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日	
建設事業審査委員会委員長	
課 長 名	
工 事 事 故 等 発 生 報 告 書	
商号又は名称	
代表者氏名	
許 可 番 号	大臣・知事(一)第 号
営業所所在地	
関係工事名	
工 事 箇 所	
発生年月日	年 月 日
発生場所	
内 容	

様式第2号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

年 月 日	
建設事業審査委員会委員長	
契約検査課長名	
贈賄、不正行為等発生報告書	
商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	大臣・知事(一)第 号
営業所所在地	
発生年月日	年 月 日
発生場所	
内 容	

様式第3号（第7条関係）

様式第3号(第7条関係)

年 月 日	
建設事業審査委員会委員長	
課長名	
入札参加停止期間変更(入札参加停止解除)事由発生報告書	
先に、入札参加を停止された次の者については、入札参加停止の期間を変更(入札参加停止を解除)することが適当と認められる事由が生じたので報告します。	
商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	大臣・知事(一)第 号
営業所所在地	
入札参加停止期間	
1 変更(解除)することが適当と認められる事由	
2 変更することが適当と認められる期間	

様式第4号（第9条関係）

様式第4号(第9条関係)

第 年 月 日 号	
様	
磐田市長名	
入 札 参 加 停 止 通 知 書	
<p>この度、貴 様が(の) ① ことは、誠に遺憾である。 よって、磐田市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱により か月間入札参加停止を行うこととしたので通知する。 今後はかかる事態が生ずることのないよう厳重に注意する。</p>	
入札参加停止の期間	② 年 月 日から 年 月 日まで
入札参加停止の理由 ③	

(注)

- ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- ②には、入札参加停止の期間の始期及び終期を記載する。
- ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第5号（第9条関係）

様式第5号(第9条関係)

第 年 月 日 号	
様	
磐田市長名	
入札参加停止期間変更通知書	
<p>先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を行った旨を通知したところですが、このたび、次のとおり当該入札参加停止の期間を変更したので、通知する。</p>	
従前に入札参加停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更後に入札参加停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更の理由	

様式第6号（第9条関係）

様式第6号(第9条関係)

第 年 月 日
年 月 日

様

磐田市長名

入札参加停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところですが、このたび、当該入札参加停止を解除したので通知する。